

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2023. 9. 6**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

相続は親子の事前の打ち合わせが勝負を分ける

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 561 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

相続は親子の事前の打ち合わせが勝負を分ける

:

親から実家の土地建物を相続してもらって、
「非常に助かった。」という方もいれば、
「家計の負担が増えて困った。」
という方もみえるでしょう。

また、相続してもらった金融資産の活用方法を
もらった子どもが知らなければ、
宝の持ち腐れになりかねません。

そこで今回は、
親が子どもに資産を有益に相続するため、
親子で、
どんなことを打ち合わせておけばいいのか？
考えていくことにします。

お伝えする記事の内容は次のとおりです。

- ・まず、親が相続する資産価格を把握する
- ・子どもは相続の意思を示す
- ・親が自らの資産を処理する
- ・円満な相続とは

まず、親が相続する資産価格を把握する

親自身が、
自分の資産はどのくらい持っているのか？

現金や銀行預貯金はもちろんのこと、
株式や投資信託といった値動きのある
金融商品でも、
おおよその価格は把握できます。

しかし、自宅の土地建物は、
分譲マンションにも言えることですが、
立地や建物は築年によっても価格は変わり、

売買を専門とした不動産業者に、
その時の売買価格を提示してもらうのが、
参考になるでしょう。

金や銀、そのほかの現物資産でも、
金市場での取引といったように、
相場のあるものはいいのですが、

掛け軸や壺や美術品、骨とう品には、
高価なものもあれば、
金銭的な価値はないものもあります。

これらの資産価値や価格を把握することは、
専門家に鑑定してもらうなりして、
時間がかかることもあります。

従って、親自身が所有している

資産価格を把握するには、

まず、資産のリストを作成して、
リストに沿って、
価値と価格を把握することが大切です。

子どもは相続の意思を示す

例えば、実家を相続する場合、

子どもが親と同居していた、
別の場所に住んでいた場合に限らず、
実家を相続した後に、

実家の固定資産税などの諸税の納付と、
維持管理する費用が、
相続した子どもの家計に負担になるなら、
相続はしない方がいいでしょう。

また、相続した物件は、

- ・売却すること
- ・子どもが住むこと
- ・子どもに限らず親族（孫など）が住むこと
- ・建屋を賃貸する
- ・建屋は壊して、集合住宅（アパート、
マンションを建てる）
またはほかの事業を始める
といった活用方法もあります。

なお、これらの活用をする場合に、
相続税が課税される相続遺産の場合は、

相続人（相続する人）の状況によって、
資産の評価額を下げ税が軽減される場合や、
相続後の一定期間に売却すれば、
譲渡税が軽減される特例があり、
節税のために、

相続専門の税理士に相談して、
適切に利用すべきでしょう。

とはいうものの、
親が大切にしていたものでも、
子どもはいらぬ遺産があるでしょう。

つまり、相続税の納付が必要なくても、
相続される子どもにとって、
いらぬ物や家計の負担になるだけの遺産は、
相続しない方がいいでしょう。

親が自らの資産を処理する

美術品や骨とう品などで、
定期的に、専門的な手入れが必要な遺産で、
子どもはいらぬなら、
親が、専門業者や収集家に売却するか、

国や地方公共団体、美術館、博物館
などに、寄付しておいてもいいでしょう。

株や投資信託を運用するのが負担になる
という子どもには、

あらかじめ
金融商品で資産を形成するしくみを伝え、
それでも魅力を感じないようであれば、
相続する前に、
親が売却してもいいでしょう。

なぜ、親自ら処分するのか？

それは、親にとっては自分の持ち物ですので、
自分で処分する責任もあるからです。

円満な相続とは

子どもが複数いれば、
子どもたちの考え方も複数でしょう。

また、均等な相続を目指しても、
相続する遺産が現金以外にもあれば、
必ずしも均等な相続は難しいです。

投資信託に興味のある子どもに、
投資信託商品を相続して、
興味ない子どもには、
現金を相続して相続時の価値では均等を図る。

といったような相続を親は目指すべきです。

そのためにも、
相続は、親子の事前の打ち合わせが、
勝負を分けることになるのです。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

子どもの負担になる相続は、

しないこと！

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 編集後記

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

自分の資産は自分で使い切る！

相続は、知的な伝承だけ

こんな世界はサイコーでしょう！？

:

◆「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 20 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます

ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
